

## 津市公告第72号

次のとおり津市新最終処分場前処理施設・浸出水処理施設建設工事に係る見積設計図書提出の公募を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成26年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 見積設計図書の対象となる工事概要

- (1) 工事名 津市新最終処分場前処理施設・浸出水処理施設建設工事
- (2) 工事場所 津市美杉町下之川地内
- (3) 工事内容 見積設計仕様書による。
- (4) 工事発注方式 設計・施工一括発注方式（性能発注方式）
- (5) 契約期間 契約締結日から平成28年3月中旬まで(予定)。
- (6) 問い合わせ先 〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号  
津市役所本庁舎3階  
津市環境部新最終処分場建設推進課  
電話 059-229-3286  
Mail 229-3286@city.tsu.lg.jp

### 2 見積設計図書に付す事項

当該公告は上記工事に係る入札を行うために、見積設計仕様書に示した内容に基づき技術提案を求めるものであり、下記事項を承諾した上で見積設計図書の提出を行うこと。なお、今回の見積設計図書の提出は上記工事の入札参加資格条件の一つとする予定である。

- (1) 提出された見積設計図書について、技術審査を行い、発注仕様書を作成する。ただし、見積設計図書の技術審査の結果、提案が採用されない場合がある。
- (2) 見積設計図書の内容が一般的に使用されているものである場合は、その後の工事において、無償で使用できるものとする。ただし、工事所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
- (3) 本市が技術提案を適正と認めることにより、設計及び工事に関する請負

業者の責任が軽減されるものではない。

- (4) 提出された見積設計図書は下記のとおり取り扱うものとする。
  - ア 見積設計図書の作成等に要する費用は、提出者の負担とする。
  - イ 見積設計図書の返却は行わない。
  - ウ 見積設計図書の情報公開請求があった場合は、津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
  - エ 見積設計図書の提出後における提案内容の変更は原則認めない。ただし本市の指示等により変更する場合はこの限りではない。
- (5) 見積設計図書が下記のいずれかに該当する場合は、無効とする場合がある。
  - ア 文字の解読しがたいもの又は改ざんしたもの
  - イ 記名押印のないもの
  - ウ 本市が特に指定した事項に違反するもの又は指定した事項と異なるものの
- (6) 工事の入札は、別途日時、方法等を定め、発注仕様書の内容を満たす見積設計図書提出者を対象に執行する予定である。発注仕様書の内容を満たす見積設計図書提出者は、特別の理由がない限り当該見積設計図書に基づく入札を行うものとし、見積設計図書にて提案した内容は必ず担保すること。
- (7) 見積設計図書提出後、その内容について提出者からヒアリングを実施する。実施日時は、別途、事前に通知する。
- (8) 本市が必要と認めたときは、見積設計図書の受付を延期、中止、又は取り消すことがある。この場合において、見積設計図書提出者は、本市に対して、見積設計図書の作成等に要する費用や損害賠償請求をすることができない。
- (9) 見積設計図書に使用する言語は日本語、計量単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### 3 見積設計図書提出に必要な資格

見積設計図書提出者は、参加資格審査申請書提出日までに次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等指名停止基準による指名停止を受けていない者
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の

許可（機械器具設置工事業又は清掃施設工事業）を受けている者

- (4) 現行の津市競争入札参加資格者名簿において機械器具設置工事又は清掃施設工事を希望業種として登載されている者で、平成26～29年度入札参加資格審査申請を受理され引き続き名簿登載予定であること。
- (5) 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）を有する者
- (6) 審査基準日が平成24年10月1日から平成25年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の機械器具設置工事又は清掃施設工事の総合評定値が、1,000点以上の者
- (7) 本工事に機械器具設置工事又は清掃施設工事の監理技術者を専任で配置できること。ただし、本件の参加資格審査申請書提出日において連続3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (8) 官公庁等で発注された本工事と同種工事で、過去10年間（平成16年度以降）に施工が完了した、次の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は、出資比率が20%以上とする。）
  - ・ 日量30m<sup>3</sup>以上の水処理能力を有する一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事
- (9) 手形交換所からの取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、又はこれらに準ずる経営状態の著しく不健全でない者
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以降迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (11) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準じる者でないこと。
- (12) 本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。  
なお、本工事に係る設計業務等に関与した者は下記のとおりである。  
ア 「津市新最終処分場等施設整備実施設計業務委託」に関与した者  
八千代エンジニアリング株式会社  
イ 「津市新最終処分場等施設整備基本設計業務委託」に関与した者  
株式会社日建技術コンサルタント
- (13) 上記(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)における業種については、機械器具設置工事又は清掃施設工事、いずれかの業種で統一すること。

#### 4 見積設計図書提出に関する手続き

- (1) 見積設計仕様書及び関係資料の公表  
ア 公表日  
平成26年5月8日（木）  
イ 公表方法  
市ホームページへ掲載する。
- (2) 見積設計仕様書等に関する質問（第1回目）の受付  
見積設計仕様書等に記載の内容に関する質問（第1回目）を下記のとおり受け付ける。  
ア 受付期間  
平成26年5月8日（木）午前9時から平成26年5月14日（水）午後5時まで。受付時間は、午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日を除く。  
イ 提出方法  
見積設計仕様書等に関する質問書（第1回目）【様式3】に内容を明確かつ簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。  
電子メールの標題は「見積設計仕様書等に関する質問」とし、提出後、1中(6)の問い合わせ先へ必ず電話にて受信確認を行うこと。これ以外の方法（持参、郵送、ファックス等）による提出は無効とする。  
なお、電話、口頭等による質問及び提出期限を過ぎて提出された質問は受け付けない。

質問者には、質問の内容確認を行うことがある。

ウ 提出先

1 中(6)と同じ。

(3) 見積設計仕様書等に関する質問（第1回目）に対する回答

見積設計仕様書等に関する質問（第1回目）に対する回答は、平成26年5月21日（水）までに市ホームページに掲載する。不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については回答しない場合がある。

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。

(4) 参加資格審査申請書等の受付

見積設計図書提出希望者は、参加資格審査申請書【様式1】及び以下の添付資料を提出して、参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに参加資格審査申請書及び資料を提出しない者、又は参加資格がないと認められた者は、見積設計図書の提出はできない。

ア 提出期限

平成26年5月23日（金）午後5時まで。

イ 提出場所

1 中(6)と同じ。

ウ 提出書類

(ア) 参加資格審査申請書【様式1】

(イ) 3中(3)に定める機械器具設置工事又は清掃施設工事に係る特定建設業の許可証の写し

(ロ) 3中(6)に定める審査基準日の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(エ) 営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）

(オ) 3中(7)に定める配置予定監理技術者の資格証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し並びに雇用関係が確認できる書類

なお、申請した当該監理技術者を入札参加申請時において変更することは可能であるが、3中(7)の条件を満たす者を配置すること。

(カ) 3中(8)に定める施工実績を証する書類（施工実績届出書【様式2】及び工事内容等が確認できる書類）

(キ) 3中(1)、(2)、(9)～(12)に定める事項に対する宣誓書【様式5】

(ク) 上記(ア)～(カ)における業種については、機械器具設置工事又は清掃

施設工事、いずれかの業種で統一すること。

エ 提出方法

申請書等を作成し、持参により提出すること。これ以外の方法（郵送、ファックス、電子メール等）による提出は認めない。

文字の大きさは、原則11ポイント以上とする。

オ 辞退する場合

申請書を提出した後に見積設計図書提出を辞退する場合は、平成26年6月9日（月）午後5時までに、見積設計図書提出辞退届【様式6】を持参又は郵送（必着）により1中(6)まで提出すること。

なお、提出を辞退した場合に、今後、本市が行う以後の業務について不利益な取扱いを受けるものではない。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、平成26年6月3日（火）までに応募者に対し、書面にて通知する。同時に参加資格があると認められた者に対しては、参加資格証明書の交付を行う。

なお、参加資格がないと判断された場合、上記通知日から7日以内に書面（任意様式）により説明を求めることができる。

(6) 見積設計仕様書等に関する質問（第2回目）の受付

見積設計仕様書等に記載の内容に関する質問（第2回目）を下記のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成26年6月3日（火）午前9時から平成26年6月13日（金）午後5時まで。受付時間は、午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日を除く。

イ 提出方法

見積設計仕様書等に関する質問書（第2回目）【様式4】に内容を明確かつ簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

電子メールのタイトルは「見積設計仕様書等に関する質問」とし、提出後、1中(6)の問い合わせ先へ必ず電話にて受信確認を行うこと。これ以外の方法（持参、郵送、ファックス等）による提出は無効とする。

なお、電話、口頭等による質問及び提出期限を過ぎて提出された質問は受け付けない。

質問者には、質問の内容確認を行うことがある。

ウ 提出先

1 中(6)と同じ。

(7) 見積設計仕様書等に関する質問（第2回目）に対する回答

見積設計仕様書等に関する質問（第2回目）に対する回答は、平成26年6月24日（火）までに市ホームページに掲載する。不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については回答しない場合がある。

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。

(8) 見積設計図書の提出

参加資格証明書の交付を受けた見積設計図書提出希望者は、次により見積設計図書を提出すること。

ア 提出期限

平成26年7月7日（月）午後5時まで。

イ 提出場所

1 中(6)と同じ。

ウ 提出書類

見積設計図書一式（詳細は見積設計仕様書のとおり）

エ 提出方法

見積設計図書は、A4判パイプ式ファイル（2穴、取り外し可能なもの）でまとめ、正本1部、副本5部を持参により提出すること。

また、図面を除き全てMicrosoft Office Word 2007又はMicrosoft Office Excel 2007、図面はAdobe Acrobat PDFにより電子データ化し、電子データを納めたCD-R（正本1枚、副本1枚）を提出すること。郵送、ファックス及び電子メールによる提出は認めない。

なお、見積設計図書の文字の大きさは、原則11ポイント以上とする。

オ 提出書類に対する質問

本市は、提出された見積設計図書の内容について、不明な点等がある場合は、電子メールにて、提出者に対して質問を送付する。

見積設計図書提出者は、本市からの質問に対し、質問書に記載された期日までに電子メールにて本市へ回答を送付すること。

(9) 見積設計図書に係るヒアリングの実施

本市は、提出された見積設計図書について、ヒアリングを実施する。

ヒアリングでは、見積設計図書の内容及び本市が事前に見積設計図書提出者に質問を送付し見積設計図書提出者が回答したこと等について確認等

を行う。

ア 日時

平成26年7月（下旬）実施予定

イ 場所

見積設計図書提出者に対し、後日通知

ウ 留意事項

(ア) ヒアリングは、紙面資料によるプレゼンテーションとする。紙面資料の部数については、後日通知する。

(イ) 本市は、ヒアリング等で確認された事項を反映した見積設計図書（改訂版）の提出を求めることがある。その場合は、見積設計図書提出者は速やかに見積設計図書（改訂版）を作成し提出すること。

提出方法については、見積設計図書等の提出方法（4中(8)エ）と同じとする。

(ウ) ヒアリング時の議事録は公開することがある。

## 5 スケジュール一覧表

時期	内容
平成26年 5月 8日（木）	見積設計図書提出に係る公告
平成26年 5月 8日（木）	見積設計仕様書の公表
平成26年 5月 8日（木）～ 平成26年 5月14日（水）	見積設計仕様書等に関する質問受付期間（第1回目）
平成26年 5月21日（水）	見積設計仕様書等に関する質問回答期限（第1回目）
平成26年 5月 8日（木）～ 平成26年 5月23日（金）	参加資格審査申請書類の受付期間 ※提出は、持参に限る。
平成26年 6月 3日（火）	参加資格の審査結果の通知期限
平成26年 6月 3日（火）～ 平成26年 6月 9日（月）	参加資格審査結果に係る説明要求の受付及び見積設計図書提出後の参加辞退の受付期間
平成26年 6月 3日（火）～ 平成26年 6月13日（金）	見積設計仕様書等に関する質問受付期間（第2回目）

平成26年 6月24日(火)	見積設計仕様書等に関する質問回答 期限(第2回目)
平成26年 7月 7日(月)	見積設計図書の提出期限
平成26年 7月下旬	見積設計図書に関するヒアリング
平成26年 9月上旬	最終発注仕様書の確定
平成26年10月上旬	入札公告(予定)

注意：上記期間においては、土曜日、日曜日、祝・休日を除くものとする。